（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名		収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	収入済額又は支出済額 前月までの累計	収入済額又は支出済額 計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入合は支出歩合又は歩合
沖縄振興開発金融公庫							%
	収入	23,605,358	2,626,888	8,899,081	11,525,969	△ 12,079,388	48.8
	支出	19,910,502	2,873,531	5,683,829	8,557,360	11,353,141	42.9
株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務							
	収入	194,953,221	19,574,255	62,626,179	82,200,434	△ 112,752,786	42.1
	支出	131,551,677	7,291,812	48,551,734	55,843,547	75,708,129	42.4
農林水産業者向け業務							
	収入	73,157,709	14,822,720	12,793,473	27,616,193	△ 45,541,515	37.7
	支出	67,631,988	10,162,049	18,168,716	28,330,766	39,301,221	41.8
中小企業者向け業務							
	収入	145,439,130	9,605,379	54,830,410	64,435,790	△ 81,003,339	44.3
	支出	92,088,706	5,391,662	30,460,791	35,852,454	56,236,251	38.9
信用保険等業務							
	収入	374,982,740	25,198,751	117,134,638	142,333,389	△ 232,649,350	37.9
	支出	1,308,047,343	61,943,038	300,337,816	362,280,854	945,766,488	27.6
国際協力銀行業務							
	収入	743,628,958	21,717,806	94,919,291	116,637,097	△ 626,991,860	15.6
	支出	721,618,043	15,635,639	72,588,581	88,224,220	633,393,822	12.2
駐留軍再編促進金融業務							
	収入	599,802	16	271,778	271,795	△ 328,006	45.3
	支出	599,802	22,629	54,968	77,597	522,204	12.9
危機対応円滑化業務							
	収入	169,319,320	21,859,955	9,427,200	31,287,156	△ 138,032,163	18.4
	支出	254,636,439	21,550,495	5,514,825	27,065,320	227,571,118	10.6
特定事業促進円滑化業務							
	収入	3,236,695	15	48,055	48,070	△ 3,188,624	1.4
	支出	3,236,663	3,560	41,211	44,772	3,191,890	1.3
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門							
	収入	202,316,849	26,917,428	75,572,715	102,490,143	△ 99,826,705	50.6
	支出	104,019,240	3,883,565	28,924,732	32,808,297	71,210,942	31.5

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。

公　告

議　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成23年11月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　森田建設工業株式会社　代表取締役　大橋　正弘　茨城県古河市仁連1347　国土交通大臣許可（特―19）第1409号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業及びほ装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）「土木工事業及びほ装工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事及びほ装工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年12月１日から平成24年１月14日までの45日間

４　処分の原因となった事実　森田建設工業株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成19年６月１日以降、茨城県が境土地改良事務所及び境工事事務所において一般競争入札又は指名競争入札により発注する土木一式工事、境工事事務所において指名競争入札により発注する舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成23年８月４日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 11 月 30 日

関東地方整備局長　下保　　修

１　処分をした年月日　平成23年11月16日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社菊池工業　代表取締役　菊池　忠行　茨城県古河市稲宮664―２　国土交通大臣許可（般・特―21）第21002号